

委託料の支払方法等

発注者は、受注者が本業務を実施することに対する対価として受注者に対して委託料を支払うものとし、以下にその支払方法等を示す。

1. 委託料の構成

委託料の構成及び内訳（項目・細目・内容）は、下表のとおりとする。

表-1：委託料の構成

	項 目	細 目	内 容
委 託 料	①統括マネジメント業務費	ア 包括業務全体の統括マネジメントに係る費用	各種計画・報告の作成・提出、各種業務の連携調整及び統括、備品等の調達管理、引継ぎ・引渡し等に係る費用
	②上下水道料金等に係る業務費	ア 上下水道料金関係の窓口サービス等に係る費用	水道メーターの検針及び上下水道窓口における受付その他業務に係る費用
	③水道窓口等に係る業務費	ア 水道工事関係の窓口サービス等に係る費用	水道工事関係業務、水圧・水質異常及び漏水事故への初動対応、配水管図検索システムデータ更新、漏水調査等に係る費用
	④下水道窓口等に係る業務費	ア 下水道工事関係の窓口サービス等に係る費用	下水道工事関係業務、受益者負担金関係業務、事業所水質検査、下水道台帳システムデータ更新等に係る費用
	⑤その他の業務費	ア 費用	道路占用許可申請、苦情・来訪者対応、施設見学者対応等に係る費用
		イ 危機管理対応業務に係る費用	地震、風水害及び重大事故等の危機管理事象が発生した場合における対応に係る費用
	③消費税等	—	消費税及び地方消費税

2. 委託料の支払方法、支払期日

毎月定額払いとし、発注者は支払請求書受領後30日以内に支払うものとする。なお、危機管理対応業務が発生した場合の対応にかかる費用については、別途定め、都度精算を行うものとする。

3. 検査及び引渡し

受注者は、月ごとに業務が完了したとき、又は目的物及び成果物（出来形を含む）（以下「成果物等」という。）を発注者に引き渡すときは、委託料の請求に先立ち、以下の手続きにより検査を受けなければならない。

- ① 業務を完了したとき、又は成果物等が発注者に引き渡すときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- ② 発注者は前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの下、本契約及び要求水準書等の関係図書に定めるところにより、業務の完了を確認するため及び成果物等の引渡しを受けるため、必要な検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- ③ 発注者は、受注者が前項の検査に合格した後に、受注者が成果物等の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物等の引渡しを受けなければならない。
- ④ 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補等の追完をして発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補等の追完の完了を業務の完了とみなし前各項の規定を読み替えて準用する。